

# 国土の管理構想で活用可能な事業・制度

---

令和8年4月  
国土交通省国土政策局総合計画課  
国土管理企画室

# 国土の管理構想で活用可能な事業・制度

## ①国土交通省による策定支援

事業名	活用が想定される管理構想	概要
1 国土管理企画室による支援	都道府県・市町村・地域	モデル事業・実証調査、手引きの作成、講習会の開催等を通じた管理構想の取組・検討支援。

## ②管理構想の検討に活用可能な事業・制度

1 外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度	市町村・地域	外部の専門家に関する情報提供を行うとともに、招へいに必要な経費について支援(市町村に対する特別交付税措置)。
2 集落支援員制度	地域	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材(集落支援員)の設置、集落支援員による集落の巡回・状況把握、話し合いの実施等に対する支援。
3 所有者不明土地対策事業費補助金	市町村・地域	市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策(所有者不明土地等の実態把握、土地の所有者探索等)や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組に対する補助。 所有者不明土地等の実態把握により収集した情報を管理構想の策定の参考にすることも可能。

## ③管理構想の記載内容に応じて活用可能な事業・制度

1 まちづくり連携砂防等事業	市町村	市町村管理構想に位置づけられた地域生活拠点等を保全するため、都道府県による砂防事業(補助事業)への支援。
2 都市再生整備計画関連事業	市町村・地域	市町村管理構想・地域管理構想に位置づけられた地域生活拠点(※)における、まちづくり関連事業への支援。また、立地適正化計画と整合した管理構想等を策定することで、重点配分。 (※)都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分に位置するものに限る。

## ④管理構想に位置付けた粗放的管理等を実施する上で活用可能な事業

1 最適土地利用総合対策	地域	営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、「土地利用構想」を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援。 ※事業申請に必要な「土地利用構想」について、地域管理構想の内容を記載可能。
--------------	----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記以外の関係事業について、以下HPにて掲載しています。

○国土交通省HP「国土の管理構想」ポータルサイト <https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku tk3 000130.html>

## ①国土交通省による策定支援

■概要

- 人口減少下では全ての土地について従来どおりの管理をしていくことは難しいとの認識に立ち、**目指すべき将来像と土地の管理の在り方を検討する「国土の管理構想」**の取組を全国で進め、適切な国土利用・管理を促すこととしている。
- 今年度は、より実効性のある管理構想の取組促進を目指し、**民間企業やNPO等の多様な主体が連携した国土利用・管理の在り方について調査検討**を行うとともに、**取組普及を底上げするための人材育成**を行う。

■調査内容

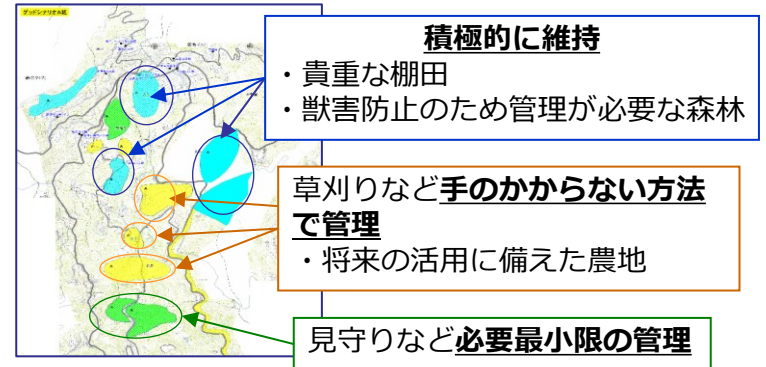
① 多様な主体が連携した取組の促進

- 民間企業やNPO等の主体が取り組む国土管理の事例収集を行うとともに、官民が連携して取り組む管理構想の実証調査を行い、それらの結果を踏まえ、官民連携した管理構想の促進にあたっての留意点等について調査検討を行う。

② 取組普及の底上げのための人材の育成強化

- 市町村等の管理構想の理解促進を図り、市町村による地域の管理構想策定の側面支援等が可能となるよう、市町村等の人材の育成強化を行うための研修を企画・実施する。

○地域管理構想図の例



○民間企業による国土管理の例

- (右) 人事研修の一環として里山林を管理
- (左) 病虫害対策として伐採した木を利用してウイスキー樽を製造



サントリーホールディングスHPを基に国土交通省作成

■成果とその活用

- 環境負荷低減への貢献等を行おうとしている民間企業等の外部人材・資金を、国土利用・管理の取組に積極的に呼び込むことにつながる。
- 調査検討の結果を手引きや事例集等に反映させることで、新たな事例創出や既存の管理構想の見直し、取組内容のブラッシュアップにつなげることができる。
- 市町村による側面支援等の体制を構築することで、将来的に自発的な普及がのぞめる。

(参考) 地方創生2.0基本構想 施策集 (令和7年6月13日) (抄)  
第1章 政策の5本柱

1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

(94) 人口減少下に適応した国土利用・管理の推進

担い手不足が懸念される地域においても適切な国土利用・管理が行われるようするため、民間企業やNPO等の多様な主体が国土利用・管理に参画するよう促すとともに、国・地方が連携し、都市・農地・森林等の個別の土地利用に係る様々な行政計画・事業との整合・連携強化を図り、地域の課題解決に総合的に取り組む。

(国土交通省国土政策局総合計画課)

**■策定にあたる財政的・技術的な支援**

- ・「策定の手引き」を作成(令和4年9月)
- ・「QGISを使用した管理構想図作成マニュアル」を作成(令和8年4月)
- ・実証調査・伴走支援による策定支援を実施  
〔・令和7年度は実証調査3件、伴走支援2件支援。〕



庁内職員の検討部会(うきは市)

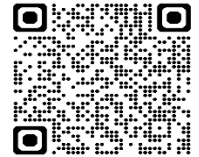
**■講習会の開催(入門編・実践編)**

- ・管理構想に関する講習会(人材育成研修)を開催
  - ・「管理構想を知ろう(入門編)」(オンライン) R7/10/17
  - ・「管理構想を作ろう(実践編)」(宮城県仙台市)R7/10/30

令和7年度講習会(入門編)

アーカイブ動画

(国土交通省 YouTubeチャンネル)

<https://youtu.be/Owa7JE8ViI>**■策定負担の軽減**

- ・各自治体における負担軽減のため、管理構想は、都道府県や市町村が作成する国土利用計画と一体的に策定することが可能

**■地域管理構想の取組に関連する関係各省の事業と制度**

- ・管理構想で活用可能な事業と制度をまとめてHPに掲載

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku tk3 000132.html>

## ②管理構想の検討に活用可能な事業・制度

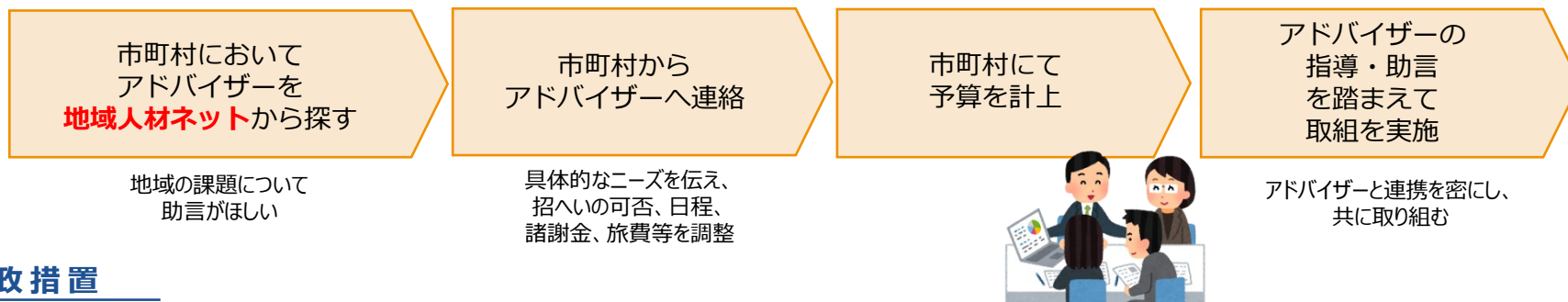
1. 外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度
2. 集落支援員制度
3. 所有者不明土地対策事業費補助金



地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

## アドバイザー派遣の流れ



## 財政措置

- 対象市町村
  - ① 三大都市圏外の市町村
  - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）
- 要件  
活用市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上招へいし、取組を実施
- 財政措置の内容 ※財政力補正有り
  - 1 市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー1人につき最大3年間招へい可能）
    - ・ 民間専門家活用（610万円/年）  
謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。
    - ・ 先進自治体職員（240万円/年）  
謝金は対象外

## アドバイザー活用事例

### POINT

- 様々な分野の専門家をリストアップ
- 招へい経費について、最大（610万円/年）を特別交付税で措置
- 活用事例として、指導・助言によるワインコンクールでの受賞や、起業塾開講による多数の地域開業者の輩出、地域交通の利用者増など成功事例多数

活用事例集は  
こちら→



## 2.集落支援員

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

### 集落支援員の活動イメージ

#### 必須業務

#### ■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

#### ■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



#### □ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

### 特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
  - ② 集落点検の実施
  - ③ 集落における話し合いの実施
  - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額  
 専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する  
 兼任 40万円 時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

### 配置状況(R6年度)

専任 2,645人  
 兼任 3,022人  
 (自治会長などの兼務)

#### 専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

○ 所有者不明土地・低未利用土地の円滑な利活用や適正管理を推進するため、市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組を支援する。

## 事業概要

### <基本事業・関連事業>

下線部: R8拡充内容

- 地方公共団体又は推進法人等が行う事業に対する補助  
 ※ 地方公共団体施行: 1/2、推進法人等施行: 1/3(地方公共団体負担: 1/3)

#### 補助対象事業

※管理構想関係部分を黄塗

- ① **所有者不明土地・低未利用土地の実態把握**、対策計画の作成
- ② 所有者不明土地・低未利用土地の管理等に関する広報・啓発
- ③ 土地の所有者探索や、利活用のための手法等の検討
- ④ 管理不全状態の解消及び関連する法務手続
- ⑤ 所有者不明土地・低未利用土地における地域活性化のための簡易な設備の整備(東屋、ベンチ、水栓等)

※ ①を除き、市町村が作成する所有者不明土地対策計画に基づくものが対象 等

### <モデル事業>

- 特定非営利活動法人、民間事業者、地方公共団体等が行う事業に対する補助(定額)
  - ・ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化に資する取組
  - ・ 空き地の利活用等を図る取組  
 (所有者不明土地・低未利用土地における地域活性化のための簡易な設備の整備(東屋、ベンチ、水栓等)も実施可能) 等

## 地域活性化に資する所有者不明土地・低未利用土地の活用イメージ

### 市民農園として活用

低未利用土地に、東屋、ベンチ、水栓等を設置し、地域団体・住民が利用できる農園・広場等として整備



### 防災空地として活用

低未利用土地に、かまどベンチ、防災倉庫等を設置し、平常時は防災活動やコミュニティを育む地域活動の場として、災害時は一時避難場所として空地を整備



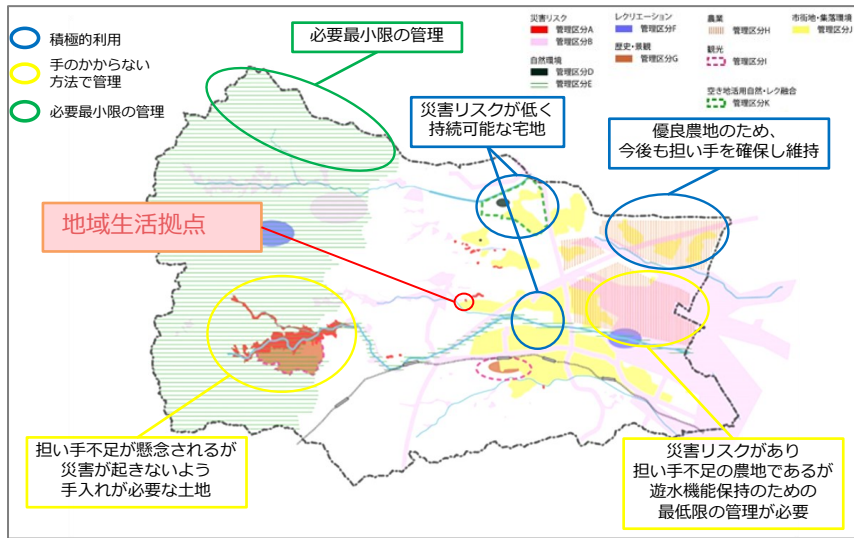
### ③管理構想の記載内容に応じて活用可能な事業・制度

1. まちづくり連携砂防等事業
2. 都市再生整備計画関連事業

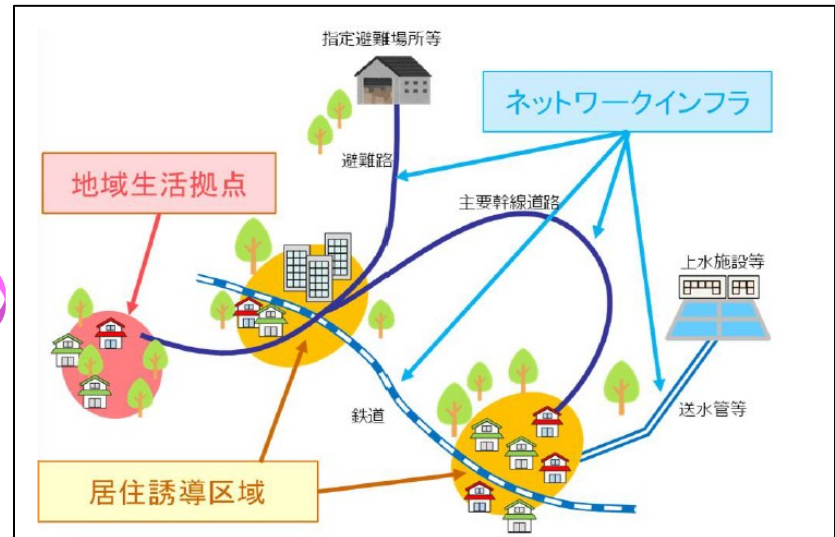
# 1. まちづくり連携砂防等事業

- 土砂災害等の災害リスクの高いエリアからの居住地の誘導に加え、都道府県の取り組む砂防関係事業のうち、地域生活の拠点となるエリアを保全する対策を計画的・集中的に実施することにより、早期の防災まちづくりを推進。
- 補助対象は、都道府県が実施する「居住誘導区域・地域生活拠点を保全するための砂防事業」、「これらに接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフララインを保全する砂防事業」等。
- 事業実施のためには、市町村管理構想において「地域生活拠点」を位置づけること等が必要。

地域生活拠点等におけるソフト対策の実施  
(管理構想における地域生活拠点の位置づけイメージ)



地域生活拠点等におけるハード対策の実施  
(本事業の補助対象のイメージ)



地域生活の拠点となるエリアにおいて、ソフト対策による**災害リスクの回避**とハード対策による**災害リスクの低減**を組み合わせた施策展開を図ることで、早期の**防災まちづくりを実現**。

# 1. まちづくり連携砂防等事業

## 「まちづくり連携砂防等事業」要綱抜粋

(採択基準等)

防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)または(2)のいずれかに該当するもの。(略)

(1) 次の【保全対象】①～③のいずれかの区域を保全する砂防事業等で、(略)③については市町村管理構想に、次の【記載事項】イ～ハの全てが記載されていること。

【保全対象】

- ① 略
- ② 略
- ③ 市町村管理構想に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域

【記載事項】

- イ 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域
- ロ 土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標
- ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく「移転等の勧告」の活用に関すること

(2) 上記に示す①～③のいずれかの区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフラライフラインを保全する砂防事業等

また、本事業の実施に当たっては、別に定めるところにより、あらかじめ、事業計画を作成するものとする。

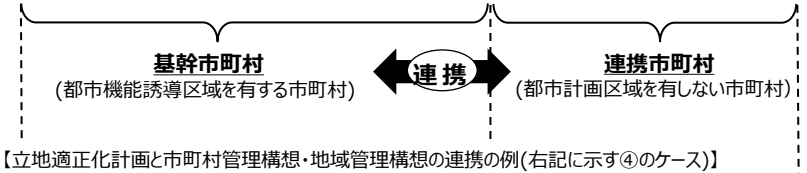
【ご参考】砂防関係事業の概要(令和8年度)

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/content/001884315.pdf>

※「まちづくり連携砂防等事業」(p26-27)

# 2. 都市再生整備計画関連事業【都市圏コンパクト化に向けた地域生活拠点の形成支援】

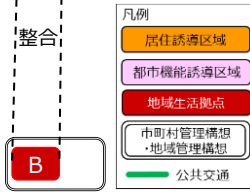
○都市圏全体での持続可能な都市構造の実現に向けて、市町村管理構想・地域管理構想と連携しつつ、都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落等における地域生活拠点の形成等のコンパクト化の取組を支援。



「広域的な立地適正化の方針※」を策定  
(地域生活拠点に係る方針を位置付け(A))



連携市町村が「市町村管理構想・地域管理構想」  
を策定(地域生活拠点を明示的に位置付け(B))



※広域的な立地適正化の方針は、基幹市町村と連携市町村が共同して作成したもの、又は都道府県(都道府県と市町村の連名を含む。以下同じ)が作成したもの。なお、令和9年度以降に作成される広域的な立地適正化の方針に位置づけられた地域生活拠点において実施される事業については都道府県が作成したものに限る。

## 施行地区要件

※地域管理構想関係部分を赤塗

### ○都市計画区域外の地域生活拠点

**地域生活拠点**：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分）。

【都市構造再編集集中支援事業①②、都市再生整備計画事業③④、まちなかウォーカブル推進事業①～④、都市・地域交通戦略推進事業①～④】

- ① 基幹市町村の立地適正化計画において、拠点として位置付けられた区域。
- ② 基幹市町村の立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、拠点として位置付けられた区域。
- ③ 広域的な立地適正化の方針※において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- ④ 広域的な立地適正化の方針※と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。

※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

### ○上記①～④と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通ネットワーク

【都市・地域交通戦略推進事業】

### ○「立地適正化計画」又は「広域的な立地適正化の方針」と「市町村管理構想・地域管理構想」をともに作成し、整合が図られている場合、重点配分。

【都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業】

## 支援対象

○地域生活拠点において、**誘導施設相当施設**として**医療、社会福祉、教育文化施設**について支援対象。【都市再生整備計画事業】

○現行で立地適正化計画を要件としている事業\*について、地域生活拠点に位置付けられた地区で実施するものを含めて支援対象に追加。【都市・地域交通戦略推進事業】

\*交通まちづくり活動推進事業、駐車場の整備、歩行空間の整備、歩行活動の増加に資する施設の整備、路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備、鉄道施設等の整備

## 補助率かさ上げ(1/3→1/2)【都市・地域交通戦略推進事業】

○地域生活拠点に位置付けられた地区で実施する事業及び地域生活拠点に位置付けられた地区と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通に係る事業について、補助率をかさ上げ。

# 2. (都市再生整備計画関連事業のうち)都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等  
 国費率：1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等) ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の国費率：1/2

## 対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞  
 ○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。  
 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】  
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、誘導施設※・広域連携誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業等

【提案事業】  
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】  
 住居移転支援、元地の適正管理等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村もしくは都道府県が広域的な立地適正化の方針等を定めた場合に限る。）＞  
 ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設の整備  
 ー民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。  
 ※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。  
 ※誘導施設については、三大都市圏の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

## 施行地区

※管理構想関係部分を黄塗

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」  
 ※大規模災害復興法に規定する特定大規模災害等を受けて復興計画等を作成し、かつ、立地適正化計画を有さない市町村において①復興計画等に都市機能や居住の立地・誘導に関する方針を記載、②一定の期間内に立地適正化計画の作成に着手・完成することが確実であり、当該区域として定めることが確実である区域を含む。  
 ○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」  
 ※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。  
 ○その他、以下の地区においても実施可能  
 ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等  
 ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業  
 ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備  
 ・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業  
 ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

## 市町村が立地適正化計画を作成・公表



## 市町村が都市再生整備計画を作成・公表





# (参考①)都市再生整備計画関連事業(旧まちづくり交付金)とは

○都市再生整備計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象として、市町村が作成することができる。

## 基幹事業 (31種類)

- 基盤整備**
- ・道路・公園・河川・下水道
  - ・区画整理事業・再開発事業
  - ・地域生活基盤施設
  - ・高質空間形成施設
  - ・暑熱対策事業
- 施設整備**
- ・高次都市施設・誘導施設
  - ・既存建造物活用事業
  - ・エリア価値向上整備事業
  - ・こどもまんなかまちづくり事業
  - ・滞在環境整備事業 等

※事業により選択できない基幹事業あり

## 提案事業 (3種類)

- 基幹事業に  
関連するソフト事業**
- ・事業活用調査
  - ・まちづくり活動推進事業
  - ・地域創造支援事業

※提案事業のみの実施は不可

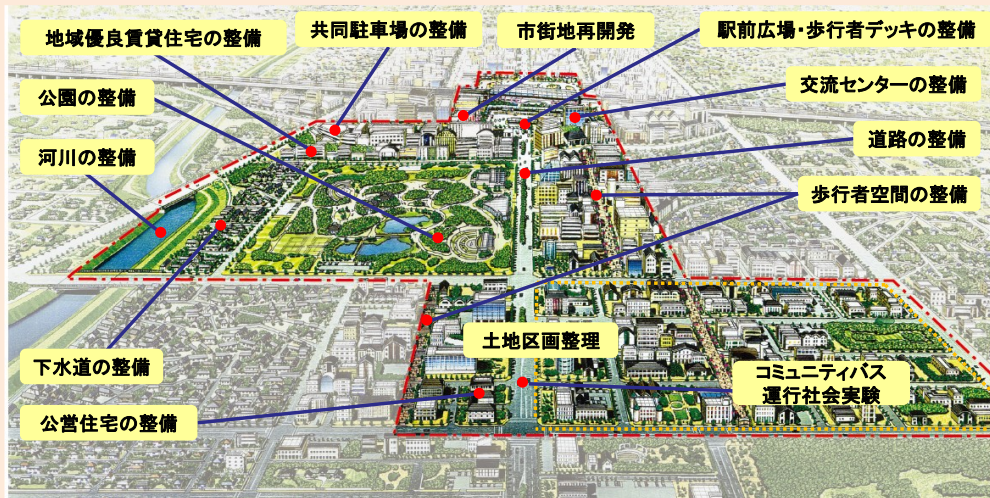
## 居住誘導促進事業 (都市構造再編集集中支援事業のみ)

## 官民連携まちづくりの取組 (協定制度等)

選  
択

## 都市再生整備計画

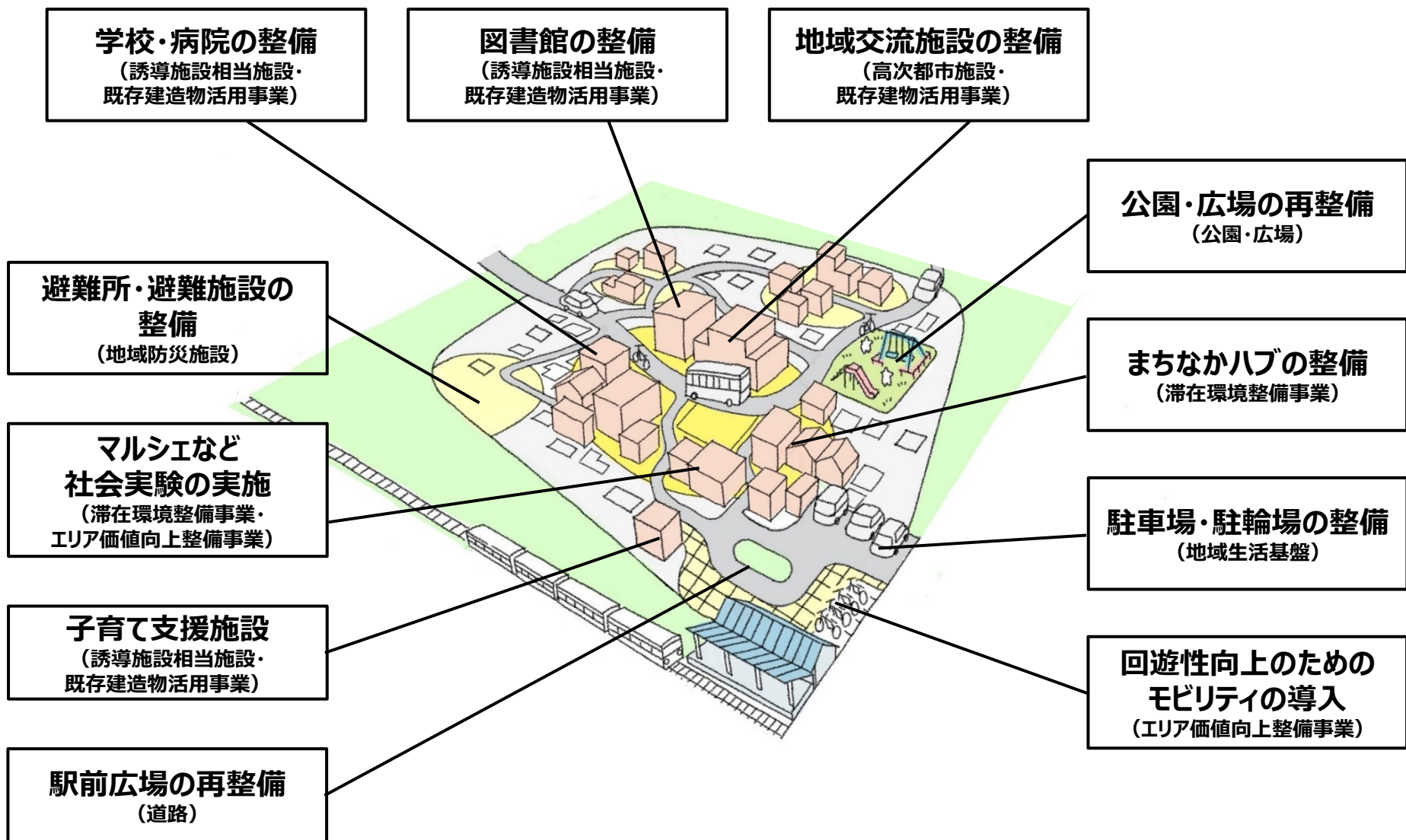
- ・まちづくりの目標
- ・目標を定量化する指標
- ・目標達成のために実施する事業
- ・計画の区域、面積
- ・計画期間 (おおむね3～5年) 等



都市再生整備計画関連事業による国からの予算支援

## 都市再生整備計画に基づき実施するまちづくりのイメージ

- ・にぎわいと活力のあるまちづくり
- ・産業振興によるまちづくり
- ・官民連携のまちづくり
- ・ウォーカブルなまちづくり
- ・災害に対して強靱なまちづくり
- ・先進的技術を活用したまちづくり
- ・少子高齢化に対応したまちづくり
- ・公共交通を活かしたまちづくり
- ・既存ストックを活用したまちづくり
- ・観光資源を活かしたまちづくり
- ・健康・医療・福祉のまちづくり
- ・身近なエリアの価値向上に資するまちづくり
- ・環境に配慮したまちづくり
- ・歴史・文化に配慮したまちづくり
- ・エリアマネジメントによるまちづくり 等



- ④管理構想に位置付けた取組を実施する上で活用可能な事業
  - 最適土地利用総合対策(農林水産省)

## 農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

令和8年度予算概算決定額  
7,045百万円(前年度 7,389百万円)の内数  
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>  
地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

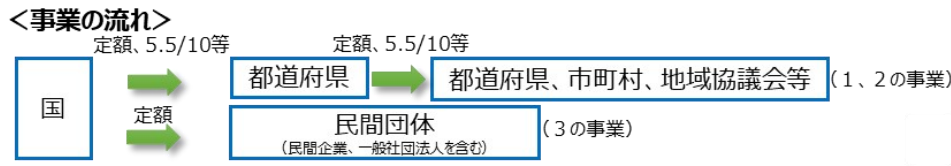
<事業目標>  
農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

### <事業の内容> <事業イメージ>

1. 最適土地利用総合事業 ※管理構想関係部分を黄塗  
地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費等を支援します。  
① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組  
② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動  
③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置  
④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備  
【事業期間：上限5年、<ソフト> 交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年、<ハード> 交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】  
※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

2. 荒廃農地再生支援事業（新規）  
話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援します。  
【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

3. 最適土地利用推進サポート事業  
ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。  
【事業期間：上限1年、交付率：定額】



#### 1. 最適土地利用総合事業

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

#### 2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良を支援

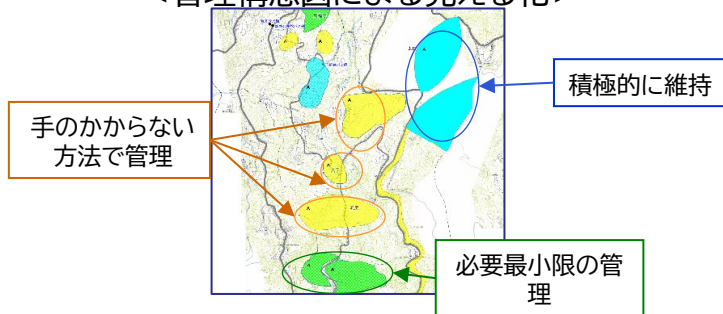
荒廃農地を解消し、農山漁村地域を活性化

地域管理構想、最適土地利用総合対策(土地利用構想)について、相互に活用することにより、作業の効率化を図りつつ、実効性のある地域づくりが可能。

### 「地域管理構想」の検討の際に 「土地利用構想」を活用

- ①「土地利用構想」の話し合いの場を活用して地域管理構想も検討
- ②「土地利用構想」を土台に「地域管理構想」を検討
- ③「土地利用構想」の話し合いの場が出た意見、内容・取組の成果等を活用

<管理構想図による見える化>



### 「土地利用構想」の検討の際に 「地域管理構想」を活用

- ①「地域管理構想」の話し合いの場を活用して「土地利用構想」も検討
- ②話し合いの場で農用地の利用・保全に直接関係のない地域住民も参加して、地域全体の将来像「地域管理構想」も検討
- ③「地域管理構想」で検討した農地の内容を抽出して「土地利用構想」に反映することによる作業の短縮化

<土地利用構想の策定>



双方の取組をそれぞれ活用することにより、  
 ・地域に密着した実行性のある地域管理構想・最適土地利用総合対策(土地利用構想)の取組により、地域の持続性確保に繋がる  
 ・協議の短縮、地図作成等の事務負担の軽減に繋がる

# 【参考】地域管理構想・土地利用構想の転記(例)について

	地域管理構想(国交省)	最適土地利用総合対策における 土地利用構想(農水省)
対象範囲	合意形成の可能な範囲で設定	中山間地域等における複数集落
作成主体	地域住民、自治会、公民館、農村RMO等	都道府県、市町村、地域協議会等
主な対象エリア	農地、森林、宅地などの地域全体	農地
記載事項	<p>1 地域の現状と将来予測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域資源</li> <li>② 土地利用課題の現況</li> <li>③ 将来予想図</li> </ul> <p>2 地域全体の土地利用の方向性</p> <p>3 管理構想図</p> <p>4 行動計画表</p> <p>5 地域としてのルール</p> <p>6 取組の進捗管理体制</p>	<p>1 土地利用の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区の現況と課題</li> <li>② 営農を続けて守るべき農地に関する事項</li> <li>③ 粗放的利用を行う農地等に関する事項</li> <li>④ ①～③を踏まえた土地利用を実現するための取組に関する事項</li> </ul> <p>2 土地利用構想図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域内の土地利用の区分</li> <li>② 本事業で行う整備範囲(任意)</li> <li>③ 連携する事業の実施範囲(任意)</li> </ul> <p>3 整備計画(任意)</p>
相互活用時の留意点	<p>地域管理構想 → 土地利用構想・・・ 「地域管理構想」の内容のうち、農地部分を抽出して「土地利用構想」に記載。</p> <hr/> <p>土地利用構想 → 地域管理構想・・・ 「土地利用構想」を土台に、農地以外の森林・宅地を含めた地域全体について検討し、「地域管理構想」を取りまとめる。</p>	
詳細情報	<p>・記載方法の詳細については、「市町村管理構想・地域管理構想 策定の手引き」を参照。</p> <p>○国土交通省ホームページ  <a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000137.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000137.html</a></p>	<p>・最適土地利用総合対策の事業実施主体、事業実施対象となる区域・地域等の詳細については「最適土地利用総合対策実施要領」を参照。</p> <p>・地域管理構想の内容を踏まえ交付金を申請する場合は、上記要領に記載の要件に適合について確認が必要。</p> <p>○農林水産省ホームページ  <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html</a></p>